

改正 平成26年4月1日

## 第1 目的

この事業は、障害児者やその家族を対象に、学齢期の段階から自立した地域生活に必要な環境整備を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、その運営を市長が適当と認める法人に委託することができる。

## 第3 対象者

地域で生活している障害児者を対象とする。

## 第4 事業内容

この事業の運営主体は、次に定める事業を行うものとする。

1 主に中学生以上の障害児者を対象に、宿泊体験・余暇活動を中心とする自立生活プログラムを実施する。具体的事業内容と年間実施回数については、下記のとおりとする。

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| ア 外出余暇支援（ハイキング・映画・カラオケ・動物園等） | おおむね10回 |
| イ 生活体験支援（調理・買い物・掃除・外食等）      | おおむね1回  |
| ウ グループ余暇支援（リトミック等）           | おおむね2回  |

2 障害児者及び家族を対象に、学齢期の段階から障害児者の家族による家族支援プログラムを実施する。具体的事業内容と年間実施回数については、下記のとおりとする。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| ア 保護者によるピア・カウンセリング  | おおむね20回 |
| イ 個別のニーズに応じた地域情報の提供 | おおむね15回 |
| ウ その他相談支援           | おおむね15回 |

5回

3 地域において障害理解・啓発プログラムを実施し、障害児者の自立生活に必要な環境整備を行う。具体的事業内容と年間実施回数については、下記のとおりとする。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ア 学習会や研修会の実施          |               |
| イ 関係諸機関よりの依頼に応じた講師の派遣 |               |
| ウ その他障害理解啓発事業         | ア・イ・ウ合計おおむね6回 |

## 第5 職員の配置等

- 1 運営主体は、この事業を実施するために、常勤職員を1名、その他必要な職員を配置しなければならない。
- 2 職員は、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

## 第6 事業実施上の留意事項

運営主体は、事業の実施にあたって次の点に留意するものとする。

- 1 年間及び月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。
- 2 この事業が、障害当事者が主体となって提供するサービスを活用するという、障害児者の主体性に着目した事業であることに留意して、障害当事者同士がお互いの意思や意見を踏まえ合意を得ながら進めることを最大限に尊重するものとする。
- 3 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（通所系サービス、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業など）と重複して実施しないように留意するものとする。また、この事業に係る経理も他の事業に係る経理と明確に区分するものとする。
- 4 運営主体は、実施主体に対し、年1回以上定期的に支援の内容等の実施状況を報告するものとする。
- 5 実施主体は、運営主体に対し、必要に応じて事業実施状況について調査を行うものとする。また、調査の結果、事業が適切に運営されていないことが認められる場合には、事業の委託を取り消すものとする。

## 第 7 利用者の負担

運営主体は、この事業を行うにあたり、利用者から資料代等の実費を請求することができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。